

新入生の皆さんへ ～学生生活の諸注意～

埼玉大学学務部学生支援課
学生生活支援担当

新入生の皆さん ご入学おめでとうございます。

憧れ?の埼玉大生生活を有意義に過ごしていただくために、学生支援課では、みなさんの学生生活をトータルでサポートいたします。

“埼玉大生”として、生活するうえで知っておいて欲しいこと、気をつけていただきたいことを以下のとおりまとめましたので、必ずお読みください。もしも、トラブルに遭った場合や相談したいことなどございましたら、まずは、学生支援課へ相談してください。

(相談先)

- ・総合窓口 学生生活支援担当 048-858-3944
- ・学生生活全般、その他相談→ なんでも相談室 048-858-9258

https://park.saitama-u.ac.jp/~student_support/soudan/

- ・健康相談 → 保健センター 048-854-5356

<http://www.saitama-u.ac.jp/hoken/hoken/index.html>

1. コロナ感染予防対策

埼玉大学では、以下のページにて、学生行動指針や対応マニュアル等の新型コロナウイルス感染症に関する発信情報をまとめています。随時更新しておりますので、最新の情報をご確認ください。学生のみなさんは、「感染しない、させない」ため、対応マニュアルに沿った行動を取るよう心がけてください。

【まとめ】新型コロナウイルス感染症への対応について：

https://www.saitama-u.ac.jp/news_archives/2020-0227-1726-9.html

(参考)

内閣府 新型コロナウイルス感染症対策：<https://corona.go.jp/>

2. 交通ルールについて

埼玉大学へ自転車で通学する際には、必ず以下の4点を守ってください。なお、自動車やバイク等で通学する場合は、学生駐車場の駐車許可申請の手続が必要ですので、学生支援課で手続を行ってください。詳しくは学生生活支援室のホームページを確認してください。

①自転車保険への加入

埼玉県の条例では、自転車保険への加入が義務付けられています。

平成30年 4月1日施行 埼玉県では 自転車保険への加入が 義務になります!

自転車事故の 高額賠償事例 9,521万円 (埼玉県地方裁判所 平成25年7月)

なぜ義務化するの?
自転車事故を起こした際の被害者救済や、加害者の経済的負担の軽減を図るためです。

何がかわるの?
①自転車利用者
埼玉県内で自転車を利用する場合に、自転車損害保険等への加入が義務になります。
※未成年者が自転車を利用する場合は保護者等が加入
②自転車を利用する事業者
業務として自転車を利用する場合に、自転車損害保険等への加入が義務になります。
※業務中の事故については個人賠償責任保険の対象外
③自転車貸付業者
レンタル業務として自転車を貸付ける場合に、自転車損害保険等への加入が義務になります。
④自転車販売店・学校
自転車損害保険等の加入確認及び未加入時の情報提供が努力義務になります。

★裏面のチェックシートで自転車保険加入の確認をしましょう!
埼玉県 県民生活部防犯・交通安全課
TEL 048-830-2960 FAX 048-830-4757

一般社団法人 埼玉県自転車防犯協会 <http://www.saijibou-3916.com/>

②学内に駐輪する自転車への埼玉大学駐輪許可証（ステッカー）の交付

令和5年4月4日及び5日(各日10時～16時)に全学講義棟3号館1階101講義室にて交付しますので、ステッカーを希望する学生は手続を行ってください。上記期間後は、学生支援課の窓口にて手続を行ってください。

③交通ルールの遵守

自転車安全利用五則

1. 自転車は、車道が原則、歩道は例外
2. 車道は左側を通行
3. 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
4. 安全ルールを守る
飲酒運転・二人乗り・並進の禁止
夜間はライトを点灯
交差点での信号遵守と一時停止・安全確認
5. ヘルメットを着用

埼玉県県民生活部 防犯・交通安全課：

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0311/jitensya/jitensyagosoku.html>

④迷惑駐輪・自転車放置の禁止

埼玉大学付近の私有地、公道、バス停留所付近、南与野駅付近の店舗（ベルク、しまむら等）、コンビニ、公共駐輪場等に無断で（長時間）駐輪している学生がおり、地域の方の迷惑となっていますので、絶対にやめてください。

学生の皆さんへ

アルバイトをする前に 知っておきたい7つのポイント

Point 1 アルバイトを始める前に、労働条件を確認しましょう！

Point 2 バイト代は、毎月、決められた日に、全額支払いが原則！

Point 3 アルバイトでも、残業手当があります

Point 4 アルバイトでも、条件を満たせば、有給休暇が取れます

Point 5 アルバイトでも、仕事へのけがは労災保険が使えます

Point 6 アルバイトでも、会社都合の自由な解雇はできません

Point 7 困ったときは、総合労働相談コーナーに相談を

平日夜間・土日の相談は
労働条件相談ほっとラインへ
0120-811-610

確かめよう！
労働条件。

「アルバイトの労働条件を確かめよう！」
キャラクター「いのちのたん」

詳しくはこちら→
ポスターサイト
「確かめよう 労働条件」

厚生労働省
MHLW

アルバイトを始める前に、労働条件を確認しましょう！

働き始めから、「最初に聞いたと違っていた」ということにならないように、会社から契約書など書面をもらい、労働条件をしっかり確認しましょう。特に次の項目については必ず確認しましょう。

- ① 契約はいつまでか（労働契約の期間に関する点）（更新があるか、更新する場合は更新のしかたなど）
- ② 労働時間（労働時間のある労働契約をするときのきまり）（更新があるか、更新する場合は更新のしかたなど）
- ③ どこでどんな仕事をするのか（仕事をする場所、仕事の内容）
- ④ 勤務時間や休みはどうなるのか（仕事の始めと終わりの時刻、残業の有無、休憩時間、休日・休暇、交通費負担のきまりなど）
- ⑤ バイト代（賃金）はどのように支払われるのか（バイト代の決め方、計算と支払いの方法、支払日）
- ⑥ 辞めるとききまり（退職・解雇に関する点）

バイト代は、毎月、決められた日に、全額支払われるのが原則！

労働基準法では、バイト代などの賃金について「賃金の支払いの原則」というルールがあります。バイト代は、①通常で、②定額を、③労働者に支払、④毎月1回以上、⑤一定の期日に、支払われなければならない。また、バイト代などの賃金は労働基準法第17条「賃金支払」が定められており、これを下回ることはできません。【例外にも制限があります】

雇入れの日から起算して6ヶ月を超えていない期間に限り、就業規則に基づいて、制限として、本来受け得る賃金の一部が削減される場合があります。（これを特約とします。）

しかし、事業主（会社）は従業員に支払った賃金に対して無条件に減額することはできません。1日の総額が平均賃金の1日の総額を超えてはなりません。また、特約に基づいて従業員に支払ったとしても、減額の総額が1賃金支払期における金額（月給額から月給の金額）の10%以下でなくてはなりません。

アルバイトでも、残業手当があります

労働基準法では、法定労働時間を超えて残業させる場合、事業主はあらかじめ、労働協定（「36（ろくろく）協定」）を締結し、所定の労働基準監督署に届け出なければなりません。また、残業に対しては、割増賃金（残業賃金）を次のように支払うよう定められています。

- ① 1日の労働時間を超えていない場合は、通常の賃金の25%以上の割増賃金 ※
- ② 1か月に6時間を超える①の残業の割増率は50%（ただし、平均残業は除外）

※ 1日1時間から1時間未満の労働時間に対する場合は25%以上の割増賃金（深夜手当）が支払われます。

※ 労働時間18時間未満、労働基準法第44条

アルバイトでも、条件を満たせば有給休暇が取れます

年次有給休暇とは、あらかじめ働くことになっている日に仕事を休んでも、賃金がもらえる状態のことです。いわゆる「有休」や「有休」のことです。年次有給休暇は、正社員、パート、アルバイトなどの働き方に関わらず、次の条件を満たす場合は、取ることができます。

- ・ 1日以上連続して労働時間以上の勤務をする方で、
- ・ 働かれた日から6か月以上継続勤務し、
- ・ 決められた労働日数の5割以上出勤した方

アルバイトでも、仕事へのけがは労災保険が使えます

正社員、アルバイトなどの働き方に関わらず、また、1日だけの短期のアルバイトも含めて、労災保険の対象です。仕事の原因のけがや病気、通勤途中の事故で病院に行くときは、治療費が使えます。病院で受診することになった場合は、労災保険を使うことができます。労働条件を確かめよう！

アルバイトでも、会社都合の自由な解雇はできません

アルバイトだからといって、簡単に解雇できるものではありません。解雇は、会社が行っても自由に行えるというのではなく、社員の権利に照らして解雇が認められる理由が必要なのです。

困ったときには、総合労働相談コーナーに相談を

アルバイトをして労働条件など、労働協定で困った場合は、全国の労働基準監督署にある「総合労働相談コーナー」にご相談ください。相談は無料です。また、夜間・土日の相談は、「労働条件相談ほっとライン」を活用してください。（029、4）

厚生労働省：<https://www.check-roudou.mhlw.go.jp/parttime/>

・アルバイトの斡旋

アルバイト等の紹介および求人募集につきましては、学生アルバイト情報ネットワーク事務局の求人情報提供サイト「埼玉大学アルバイト紹介サイト」でも紹介しております。

埼玉大学アルバイト紹介サイト：<https://www.aines.net/saitama-u/>

6. ひとり暮らし、夜道のひとり歩きは危険（特に女子学生へ）

治安がいいと言われる日本でも、警察庁の犯罪統計データによると埼玉県は犯罪認知件数は全国ワースト第3位（令和2年度）です。少しの心構えで被害に遭わずにすみませので、以下の留意点を必ず確認してください。

（ひとり暮らし編）

◇見知らぬ人とふたりきりでエレベータに乗らない

降りる階を確認され、階段を使い追いかけてくるケースもあります。

◇出入り時に人がいないか確認

ドアが開く瞬間を狙っている不審者もいます。ひとり暮らしを悟られないように「ただいま」「いってきます」と言いながら出入りする習慣は大切です。

◇帰宅し玄関を開けた時、いつもと違う気配を感じたら家に入らない

人は殺気、気配を感じるものです。クローゼット・トイレ・浴室に潜んでいることもあります。

◇宅配を装った不審者に注意

宅配業者には安易に解錠してしまうもの。ドアスコープで確認し、「どなたからの荷物ですか」と聞くのが有効です。

◇2F以上の階でも必ず施錠

上層階でも雨樋などを伝い簡単に登れます。真夏でも窓は開け放さず、カーテン・鍵は閉めるのが鉄則です。

(夜道のひとり歩き編)

◇ひとりで歩かない

基本です。複数人で歩く、自転車・バス・車等を利用しましょう。

◇22時以降の外出は特に危険

課外活動は、原則夜9時までに終了しましょう。

◇服装に気を配る

過度に露出の多い服装は避けましょう。

◇明るい場所・人通りの多い場所を歩く

遠回りになっても繁華街、街灯の多い通りを選びましょう。

◇早歩きを心掛ける

声を掛けられても立ち止まらない。怪しい人物には、しっかり顔を見ながらこちらから挨拶をするのも有効な手段です。

◇周囲に気を配る

スマホやミュージックプレーヤに集中しない。防犯ブザー・ポケットライトは必携アイテムです。

◇道順を決めない

毎日同じ時間、同じ場所を歩いて帰るのは避けましょう。

◇ルート上に夜間でも人が常駐している場所を確認

すぐに助けを求められる場所を確認しておきましょう。

(警察署、交番、消防署、ファミレス、コンビニ、新聞販売店など)



7. 成年年齢引き下げについて

令和4年4月から、成年年齢が20歳から18歳に引き下げられました。18歳以上であれば親権者の承諾なく契約(買い物等を含む)を結ぶことができます。その際は成人として扱われるため、契約を取り消すことができません。契約を結ぶ際は、事前に契約内容をしっかりと確認しましょう。



消費者庁：

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_education/consumer_education/lower_the_age_of_adulthood/

8. 住民票の異動について

大学入学にともない引っ越しをされた方は、原則、今後暮らしていくアパートや学生宿舎等が新しい住所になります。忘れずに住民票を移しましょう。住民票の移し方、選挙の投票について等、詳細は以下 URL をご確認ください。

総務省：https://www.soumu.go.jp/menu_kyotsuu/important/topics081127.html

9. その他の注意点

- ・薬物は、絶対にダメです。

[薬物乱用防止「ダメ。ゼッタイ。」](#)

[厚生労働省ホームページ「薬物乱用防止に関する情報ページ」](#)

- ・大学構内は指定する喫煙場所以外は禁煙です。
20歳未満の喫煙は、「20歳未満の者の喫煙に関する法律」により違法行為です。
- ・大学構内での「盗難」に注意してください。

大学には、色々な人が出入りします。残念ながら、課外活動中に財布からお金を抜き取られるといった被害が実際に出ています。まずは、自己防衛（貴重品を肌身離さないようにするなど）の意識を持つようにしてください。

